

第6章 就労における共生

趣旨

障害の有無にかかわらず、地域で生活を営むための就労の充実を目指します。



施策の展開

1 地域ネットワークの構築

- ① 雇用と福祉をつなぐネットワークを充実します。
- ② 障害に関する理解を促進します。

2 障害者就労施設等の活用

- ① 訓練等給付を活用し、一般就労へつなげます。
- ② サービス利用者の収入向上を図ります。

3 雇用の推進

- ① 障害に対する理解を促進します。
- ② 一般就労への移行を支援します。

4 働く力の向上

- ① 訓練等給付を推進します。
- ② 職業能力の向上を図ります。
- ③ ジョブコーチ制度の周知や活用を図ります。

5 就労の定着

- ① フォローアップ体制の充実を図ります。
- ② ジョブコーチ制度の活用を推進します。

6 障害の特性に応じた様々な取組み

- ① 障害の特性に応じた雇用や就労機会を支援します。
- ② 年金制度（経済的自立）等の周知を図ります。

1 地域ネットワークの構築

(1) 現状・課題（社会的障壁）

就労は、障害のある人が生きがいを持ち、経済的に自立するために必要なことであり、社会に参加していく主体的な活動です。そのことから、障害のある人と障害のない人が共生していく上で重要な課題のひとつとされています。

障害のある人の意欲、能力を高められるよう支援するとともに、適性やライフステージに応じた就労を推進することが大切です。そのため、事業者は障害の特性を、また訓練等給付を提供する障害者就労施設は、企業のニーズや事業内容を理解することが不可欠です。

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
① 雇用と福祉をつなぐネットワークを充実します。	○市、公共職業安定所（ハローワーク）、商工会議所、商工会、特別支援学校、障害者支援施設等が連携し、雇用と福祉をつなぐネットワークを充実します。 ○障害のある人に対し、就労に関する情報提供を行うとともに、相談体制の充実やハローワークの専門の職員・職業相談員による、障害の態様や本人の適性に合った就職のあっせん等を行うなど、一般就労の支援を図ります。
② 障害に関する理解を促進します。	○企業等に対し、募集時、採用時、雇用後の「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」などを周知徹底するとともに、雇用の確保・拡大や労働環境の整備を働きかけます。

2 障害者就労施設等の活用

(1) 現状・課題（社会的障壁）

一般就労を希望する障害のある人に対し、就労に必要な訓練を行う就労移行支援や、企業等で雇用されることが困難な障害のある人に対し、就労の機会等を提供する就労継続支援などの取組みを推進しています。

この就労継続支援は、一般就労が困難な人に対し就労の機会を提供し、生産活動やその他の活動の機会を通して、知識習得や能力向上を図るための訓練で、重要な「働く場」とされていますが、相対的に工賃はまだ低い状況にあります。そのため障害者就労施設等における製品の品質や生産力の向上、受注や発注の拡大等、福祉的就労の底上げを図っていく必要があります。

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①訓練等給付を活用し、一般就労へつなげます。	○一般就労を希望する障害のある人に対し、就労に必要な知識習得や能力の向上等のため訓練を行う就労移行支援や、一般就労が困難な障害のある人に対し、就労の機会等を提供する就労継続支援への取組みを推進します。 ○障害のある人が一般就労に移行できるよう、障害福祉サービスのほか、障害者就労施設等の支援の技術向上を図ります。 ○創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を目的とする地域活動支援センターの活用を推進します。

②サービス利用者の収入向上を図ります。	○「白山市における障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための方針」に基づき、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。 ○市や障害者就労施設等が連携し、共同受注のあり方を検討します。
---------------------	---

3 雇用の推進

（1）現状・課題（社会的障壁）

企業は、障害や障害の特性を理解していないことで、障害のある人とうまく接すればよいか、またどのような仕事ができるかなど、障害のある人を雇用することへの不安があります。

本市では、障害のある人を雇用することの不安を解消するため、平成27年度より、障害のある人の雇用を検討している企業を対象に、「福祉・企業セミナー」、障害のある人と企業の相互理解を図る機会として「福祉・企業懇談会」、就職を希望する障害のある人に対し、ハローワークと合同で「障害者面接会」を開催しています。

平成25年の障害者雇用促進法の改正により、精神に障害のある人も雇用義務の対象（2018年（平成30年）4月施行）となったことも踏まえ、障害のある人の雇用率を向上していく必要があります。



(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①障害に対する理解を促進します。	○障害のある人を雇用することの不安を解消するため、引き続き企業を対象とした「福祉・企業セミナー」、障害のある人と企業の相互理解を図る「福祉・企業懇談会」、さらに、就職を希望する障害のある人を対象とした「障害者面接会」をハローワークと合同で開催します。
②一般就労への移行を支援します。	○本人の希望や障害の特性に応じて実際に企業等で訓練を受け、職場定着を目指す「職場適応訓練」や「トライアル雇用」（一定期間の試行的雇用）の活用、障害者支援施設等における支援、特別支援学校等の在学中から卒業後までを通じた支援策の充実等により、雇用への移行を促進します。 ○企業が常用雇用した場合に支給される「特定求職者雇用開発助成金」をハローワークとともに周知し、障害のある人の雇用を推進します。 ○雇用環境整備のための「障害者雇用安定助成金」、通勤対策のための「重度障害者等通勤対策助成金」、施設・設備改善のための「障害者作業施設設置等助成金」の周知も併せて図ります。



4 働く力の向上

(1) 現状・課題（社会的障壁）

障害のある人にとって継続的に就労できるよう、企業が求める知識や技能を習得していく必要があります。そのため、入社後の一定期間ジョブコーチ制度を利用し、支援を得るなどの工夫が必要です。

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①訓練等給付を推進します。	○障害のある人の就労に関する知識と技能の習得を支援するため、就労移行支援や就労継続支援の提供を推進します。
②職業能力の向上を図ります。	○一般就労を希望する障害のある人に対して、希望や特性に応じた就労先で職場定着を目指す「トライアル雇用事業」（一定期間の試行的雇用）の活用を周知します。 ○職業訓練施設で技能を習得し、一般就労につなげるため、「白山市中高年齢者・障害者職業訓練奨励金制度」の活用を周知します。
③ジョブコーチ制度の周知や活用を図ります。	○障害のある人が職場に適應できるよう、企業等に出向き直接専門的な指導を行うジョブコーチ制度の周知や活用を図ります。

5 就労の定着

(1) 現状・課題（社会的障壁）

障害のある人が就労移行支援等から一般就労に移行した場合、環境等の変化により、就業のみならず、生活面の課題が生じ、就労が定着しない場合があります。

障害のある人との相談を通じて生活面の課題を把握し、企業等や関係機関等との連絡調整を行うことや障害の特性に合わせたコミュニケーションの配慮、休憩時間の確保などの環境整備を図り、一般就労への移行に伴う課題解決に向けた必要な支援を行う必要があります。

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①フォローアップ体制の充実を図ります。	○障害のある人の安定的な職業生活の維持のため、就業面や生活面の支援、職場訪問等により、障害のある人や企業等の問題解決を支援するしくみづくりを関係機関と連携し行います。 ○就労、保健、福祉、教育等の関係機関の拠点として本市を管轄する金沢障害者就業・生活支援センター、石川県障害者職業センターとの連携を図り、障害のある人に対し職場復帰を含め、就業面や生活面からの一体的な相談支援を実施します。
②ジョブコーチ制度の活用を推進します。	○事業主や従業員に対し、障害のある人の職場適応に必要な助言や、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案するジョブコーチ制度を周知します。

6 障害の特性に応じた様々な取り組み

(1) 現状・課題（社会的障壁）

外見ではとらえにくい精神障害、発達障害などは、障害の特性が十分に理解されていない状況にあり、就労及び就労の継続が難しい場合があります。

障害の特性や状況に即した多様な就業支援や就業形態が求められています。通勤や労働時間の問題から一般就労が困難な障害のある人の就業形態や職域を検討し、多様な就労機会の確保に努めます。

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①障害の特性に応じた就労を支援します。	○公共職業安定所（ハローワーク）等をはじめとする関係機関が連携し、障害の特性に応じた仕事内容、勤務条件の整備、職場における支援の方法などについて企業等の理解促進を図ります。 ○農業に関心のある障害者就労施設等に対する情報提供や6次産業化の支援等により、農業分野での障害のある人の就労を推進します。 ○労働時間や公共交通の利便性の向上、移動の支援等について、引き続き検討します。
②年金制度（経済的自立）等の周知を図ります。	○経済的自立のため、障害基礎年金や各種手当等の周知を図るとともに、給付等への支援を行います。